

板橋区住民主体の訪問型サービス事業実施要綱

(令和6年3月21日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民のボランティア団体やNPO法人が主体となって、地域の実情に応じた介護予防を目的とする訪問型サービスを実施することにより、地域における住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進し、支援を必要とする高齢者と地域とのつながりを保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目的として、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業における住民主体の訪問型サービス事業(以下「訪問型サービス」という。)の実施に当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱で定めるもののほか、法、介護保険法施行規則、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号別紙)及び板橋区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱における用語の例による。

(実施主体)

第3条 訪問型サービスの実施主体(以下「団体」という。)は、次の各号の全てを満たす団体とする。

- (1)区内において、訪問型サービスを実施すること。
- (2)区内在住の18歳以上の者で構成された5人以上のボランティア団体又はNPO法人であること。ただし、ボランティア団体の構成員に区外在住者が含まれている場合でも、構成員の5割以上が区内在住者であれば対象団体とする。
- (3)利用調整を行う責任者(以下「コーディネーター」という。)を1名置くこと。
- (4)訪問型サービスを提供する者(以下「訪問ボランティア」という。)が5名以上在籍すること。
- (5)地域包括支援センター(以下「おとしより相談センター」という。)と連携を図ること。
- (6)その他健康生きがい部長が別に定める要件を満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、団体又は団体に所属する者若しくは関係する者が、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、補助の対象としない。

- (1)団体が暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である場合
- (2)団体に所属する者又は関係する者が暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)である場合
- (3)宗教活動や政治活動を目的とする団体である場合
- (4)営利のみを目的として訪問型サービスを実施する団体である場合
- (5)団体が公の秩序又は善良の風俗に反する事業を実施している団体である場合
- (6)団体が法人住民税を滞納している場合(団体が法人格を有している場合に限る。)
- (7)団体の代表者(以下「代表者」という。)が特別区民税又は軽自動車税を滞納している場合(団体が法人格を有していない場合に限る。)

(利用者)

第4条 訪問型サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、おとしより相談センターのケアマネジメントにより訪問型サービスの利用が必要と判断されて訪問型サービスを利用するものをいう。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 区内に住所を有する65歳以上の者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の基本チェックリストの質問項目に対する回答結果が、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの（以下「事業対象者」という。）

(3) 訪問型サービスを居宅要支援被保険者又は事業対象者のときから継続して利用する居宅要介護被保険者

(実施内容)

第5条 訪問型サービスとは、地域住民が主体となり、地域の実情に応じて、介護予防を目的とした生活援助等を提供することをいう。

2 訪問型サービスの実施内容は、利用者の居宅において行う掃除、ごみ出し、洗濯、買い物、調理等日常の困りごとに対する生活援助等とし、区があらかじめ定めたものうちから団体が定めるものとする。ただし、その他独自のサービスを行うことを妨げるものではない。

(利用者負担額)

第6条 訪問型サービスを実施するにあたり、団体は、利用者負担額徴収の有無を定め、公表するものとする。また、徴収する場合は、利用1回あたりに係る金額を定め、公表するものとする。

(遵守すべき事項)

第7条 訪問型サービスを実施するにあたり、団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 訪問型サービスに従事する者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

(2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、訪問型サービスの利用者及びその家族の個人情報の保護に万全を期すものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な対策を講じること。

(3) 事故発生時には区へ報告するとともに、適切な措置を講ずること。

(4) 安全なサービス提供を行うため、区が主催する研修を受講するほか、団体内においても生活援助の基礎的な研修を行うなど自己研鑽、技術の習得に励むこと。

(5) 訪問型サービスの実施に係る経費と他の事業に係る経費を明確に区別すること。

(補助金)

第8条 区長は、団体が訪問型サービスを実施するにあたり、その運営等に係る費用の一部を補助する。

2 前項に規定する補助金の額は、予算を上限として別に定める。なお、本要綱に定めるもののほかは、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年東京都板橋区規則第3号）の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第9条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、訪問型サービスの運営に係る経費とし、地域支援事業実施要綱に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 運営経費

訪問型サービスを実施するために要する次に掲げる経費とし、第11条に規定する補助金の交付申請を行う年度に属する4月から3月までの間に、3か月以上の訪問型サービス実施期間がある場合に補助の対象とする。

ア 基礎経費

コーディネーターに係る人件費

イ その他の運営費

消耗品費、印刷製本費、通信費、保険料その他の事業に係る経費

(2) 立ち上げ支援費

事業立ち上げの初年度において立ち上げ準備を行う期間（期間を2か月と定める。以下「立ち上げ準備期間」という。）に要する立ち上げ準備の人件費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費その他の事業の立ち上げに係る経費。ただし、立ち上げ準備期間の翌月から訪問型サービスを開始し、かつ運営経費が補助の対象となる場合に補助の対象とする。

(3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、訪問型サービスの運営に要する経費として区長が相当と認めるもの

2 補助金の額は、団体が訪問型サービスの運営に要した経費から訪問型サービスの実施に伴う収入を控除した額の範囲内で交付する。

3 前2項の規定に関わらず、他の制度による補助等を受ける経費は補助の対象としない。

(補助金の支払方法)

第10条 補助金の支払方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかを補助金交付申請時に団体が選択するものとする。この場合において、当該選択は変更することができないものとする。

(1) 当該年度を上半期（4月から9月まで）と下半期（10月から3月まで）とに分け、各期の訪問型サービスの実績に応じて2回に分けて支払う方法（以下「半期毎実績払い」という。）

半期毎実績払いは、上半期の訪問型サービス実施期間が3か月以上ある場合において選択することができる。なお、立ち上げ支援費を申請し、半期毎実績払いを選択した場合の立ち上げ支援費の支払いは、上半期の実績として運営経費と合わせて行うものとする

(2) 当該年度の通年の訪問型サービスの実績に応じて支払う方法（以下「通年実績払い」という。）

立ち上げ支援費を申請し、通年実績払いを選択した場合の立ち上げ支援費の支払いは、通年の実績として運営経費と合わせて行うものとする。

(補助金交付申請)

第11条 代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、訪問型サービス補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 事業計画書

(3) 補助対象経費額調書

(4) 特別区民税・軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（団体が法人格を有していない場合に限る）

(5)法人住民税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税や免除を証明するもの(団体が法人格を有する場合に限る)

(6)その他必要な書類

(補助金交付決定及び通知)

第12条 区長は、代表者から補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、
適当と認めるときは交付の決定をし、訪問型サービス補助金交付決定通知書により通知する。

2 区長は、前項に規定する審査の結果、不適当と認める場合は訪問型サービス補助金不交付決定
通知書により通知する。

(補助金の変更交付申請)

第13条 前条第1項による補助金の交付決定後に、事業計画の変更等により申請の内容を変更し
ようとする場合、代表者は、訪問型サービス補助金変更交付申請書に必要な書類を添えて区長に申
請しなければならない。なお、変更交付申請の対象となる経費は、補助金申請額のうち運営経費
に係るもののみとする。

(補助金の変更交付決定及び通知)

第14条 区長は、代表者から補助金の変更交付申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査
し、適当と認めるときは変更交付の決定をし、訪問型サービス補助金変更交付決定通知書により
通知する。

2 区長は、前項に規定する審査の結果、不適当と認めるときは、不承認の決定をし、訪問型サー
ビス補助金変更交付不承認決定通知書により通知する。

(事業報告)

第15条 代表者は、毎月、事業報告書を区長に提出しなければならない。

(状況報告及び改善指導)

第16条 区長は、訪問型サービスの進捗状況について、代表者に対して随時報告を求めることが
できる。必要がある場合は、区長は代表者に対して指導を行い、改善を求めることができる。

(実績報告)

第17条 代表者は、第10条の規定により選択した補助金の支払方法に応じた対象期間の事業完
了後5日以内に、実績報告書に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第18条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める
場合は補助金の額を確定し、訪問型サービス補助金額確定通知書により通知する。

2 区長は、前項に規定する審査の結果、別に定める基準その他の事由により補助金の交付が適当
でないと認める場合は、訪問型サービス補助金不交付決定通知書により通知する。

(補助金の請求)

第19条 代表者は、前条第1項の規定による補助金額確定が通知されたときは、補助金請求書に

より区長に対し補助金の交付請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第20条 区長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還命令)

第21条 区長は、団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第1条の目的に反する行為があったとき。
- (4) その他補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 訪問型サービスを廃止する届け出が提出されたとき。

(団体の変更)

第22条 代表者は、団体の名称、代表者の氏名及び住所その他団体に関する事項に変更が生じたときは、速やかに、訪問型サービス実施団体変更届を区長に提出しなければならない。

(サービス休止・再開・廃止)

第23条 代表者は、訪問型サービス事業を休止し、若しくは再開する場合、又は廃止しようとする場合は、これらを予定する日の1か月前までに、訪問型サービス事業休止・再開・廃止届を区長に提出しなければならない。

(情報の公表)

第24条 区長は、訪問型サービスを実施する団体の情報について、原則として公表する。

(書類の整備・保存)

第25条 団体は、訪問型サービスの実施に関する書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後から5年間保存するものとする。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 住民主体の訪問型サービス事業に係る手続きその他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。